

## 患者様の権利と責任

1. 誰もが、一人の人間としてその人格、価値観などを尊重され、医療提供者との相互の協力関係のもとで医療を受ける権利があります。
2. 病気、検査、治療、見直しなどについて、理解しやすい言葉や方法で、納得できるまで十分な説明と情報を受け、治療方法を自分の意思で選ぶ権利があります。
3. 自分の診療記録の開示を求める権利があります。
4. 診療の過程で得られた個人情報の秘密が守られ、病院内での私的な生活を可能な限り他人にさらされず、乱されない権利があります。
5. 納得できる医療をうけるために、医療に関する説明を受けてもよく理解できなかったことについて、十分理解できるまで質問する権利があり、同時に治療の指示を守る責務があります。
6. すべての患者様が適切な医療を受けられるようにする為、患者様には、他の患者様の治療や病院職員による医療提供に支障を与えないように配慮する責務があります。

## インフォームド・コンセントの指針

### 1. 基本的な取り組み姿勢

すべての人はその必要に応じて、安全で自分にとって最善の医療を受ける権利があります。すべての人は医師およびその他の医療従事者から自らが受ける医療行為の目的、方法、危険性、予後、選択しうる他の治療手段等の十分な説明を受けた上で、自らの納得と自由意思に基づき医療行為に同意し、選択し、あるいは拒否する権利があります。

私たちは安全で最善の医療を提供し、医療を受ける方の「知る権利」と「自己決定権」を支えるために、誠意ある説明、助言、協力、指導を行います。この一連の「説明と同意、理解と選択」の流れを『インフォームド・コンセント』と定義します。

### 2. 同意を必要とする範囲

検査、処置などの侵襲的な行為や重い副作用の可能性のある注射、処方、与薬など予後に大きな影響を与える医療行為については、個別性を考慮した必要性和危険性について十分に説明する必要があります。また、入院中の診療や退院に向けた指導（計画）など、患者様や家族様自身の参加が重要な事項に関しても、インフォームド・コンセントを重視します。

### 3. 説明者

説明は原則として主治医または担当職員が行います。但し、場合によっては当直医などの他の医師や担当外職員が行うこともあります。

## 4. 説明の方法

### I. 説明や提案の内容

診断の結果、現在の病態、治療に必要な検査、あらゆる治療をしない場合の予後予測、最善を考え推奨する治療計画の提示、予測される効用と危険性、選択肢としての他に考えられる治療方法などについて説明します。

### II. わかりやすい説明

専門用語の多用を避け、本人や家族が理解できる言葉で説明します。

### III. 理解度の確認

説明した内容を理解できたかどうか確認し、十分に理解していただけるまで説明します。また質問があれば回答します。

## 5. 留意事項

### I. 未成年者や本人の意思決定が不十分と思われる場合

後見人や法律上の保護者がいる場合は、それらの方にインフォームド・コンセントを行います。

### II. 緊急の場合

生命や重大な障害にかかわる緊急時には、本人や家族等へのインフォームド・コンセントが不十分でも、医療の担当者が適切と判断する医療行為を直ちに実施します。この場合は診療録等にその旨を記載し、事後に説明します。

### III. 治療を拒否する場合

有効性の高い医療等であっても本人には拒否する権利がありますが、それによって致命的な事態に陥る可能性が高い場合には家族と十分協議するとともに、主治医一人で判断することなく複数の医師で対応を協議します。

### IV. 被害が発生してしまった場合

不幸にして医療行為によって被害が生じた場合、本人または家族に対し経緯や原因を説明し、誠実に対応します。

## 患者さまのための3つの宣言

1. 十分な説明を行い、医療を提供します。
2. 診療情報の開示に協力します。
3. セカンド・オピニオン（主治医以外の医師に意見を聞くこと）に協力します。

平成 18 年 1 月 20 日

埼玉県登録 第 05008 号

公益財団法人 西熊谷病院